

平成 31 年 1 月 18 日
環境部環境保全課

一般廃棄物処理業者に対する不利益処分について

1 被処分者及び不利益処分の内容

- (1) 所在地 青森県八戸市大字妙字西平 50 番地 3
- (2) 名称 株式会社クリーンさかもと
- (3) 代表者 代表取締役 坂本 博之
- (4) 許可の内容 一般廃棄物収集運搬業許可（八戸市指令第 984 号）
- (5) 処分の内容 許可取消処分

2 処分年月日

平成 31 年 1 月 18 日

3 不利益処分の原因となる事実

平成 30 年 4 月 10 日、八戸市が八戸市大字大久保字大山 12 番地 88 にある被処分者の作業場所に立入検査を実施した際、環境省令で定める構造基準を満たさない焼却炉及びドラム缶を使用し、廃棄物である木くずを焼却していた事実、並びに同作業場所内において、収集運搬を受託した廃塗料等であるドラム缶 8 本、一斗缶 16 個程度及びペール缶 3 本を積替え保管していた事実を現認した。

また、その後の立入検査及び報告徴収等で提出された書類から、他社が排出した産業廃棄物の木くずを無許可で切断し、焼却していた事実、及び平成 30 年 1 月から 20 回程度、計 1.5t を繰り返し焼却していた事実を確認した。

これらは法第 14 条第 1 項及び第 6 項並びに第 16 条の 2 の規定に違反するものである。